

議員提出議案第10号

大都市法の問題点について国会での議論を求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月27日

大阪市会議長 山下昌彦様

提出者

黒田 當士	川 嶋 広 稔	太 田 晶 也	北 野 妙 子
永 井 啓 介	山 本 長 助	福 田 武 洋	新 田 孝
高 野 伸 生	木 下 吉 信	足 高 將 司	多 賀 谷 俊 史
荒 木 幹 男	床 田 正 勝	加 藤 仁 子	有 本 純 子
西 川 ひろじ	荒 木 肇	前 田 和 彦	

(別 紙)

平成30年3月 日

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣 } 各あて

大阪市会議長 山下昌彦

大都市法の問題点について国会での議論を求める意見書

大阪市においては、大都市地域における特別区の設置に関する法律（以下「大都市法」という。）第4条第1項及び地方自治法第252条の2の2第1項の規定に基づき、平成25年2月1日に「大阪府・大阪市特別区設置協議会」が設置された。その後、平成27年5月17日に、大都市法第7条の規定に基づく「住民投票」が実施され、特別区設置は反対多数で否決された。

しかしながら、平成29年6月9日、大阪府、大阪市において大都市法に基づく「大都市制度（特別区設置）協議会」（以下「協議会」という。）が設置され、大阪市を廃止し、特別区に分割する議論が再び始まっている。

議員立法である大都市法の成立にあたっての国会での議論や、大都市法制定後の地方制度調査会での議論を見ると、法案提案者の発言にもあるように、大都市法は「手続きについて定めた法案」と言われている。大都市法では、政令市を廃止し、特別区を設置するにあたっての手続きの中で、道府県と特別区の事務分担、税源配分及び財政調整などに関して議論し、総務大臣との事前協議が必要とされている。大都市法では、政府が法制上の

措置その他の措置を講ずる必要があるときは総務大臣に協議しなければならないとしているが、地方制度調査会の議論に「全体として国の財政負担が増えることがない制度設計」とあるように、総務大臣の事前協議の前提はあくまでも国の財政負担が増えることがあるのかないのかといったことに重点が置かれている。

つまりは、地方自治法上の都区財政調整制度や地方交付税制度上の問題など地方自治制度の根幹に関わる重要な課題について議論されておらず、多くの問題が残されたままである。

よって、次のような大都市法の問題点について国会での議論を求めるものである。

1点目は、特別区民が税の二重負担を強いられる点である。

都区制度の特徴は、大都市地域における一体性及び統一性の確保の観点から基礎自治体の権限の一部を道府県など広域自治体が有することである。地方自治法上、都区財政調整制度においては、財政調整財源のうち道府県に配分される財源は、この基礎自治体の権限の一部を広域自治体が実施するために充てられるものであって、それ以外の道府県の権限に属するいわゆる広域的事務や任意事務に関する財源までも、財政調整財源から拠出するものではない。

しかし、現在の協議会で議論されている「特別区素案」では、都区制度の趣旨に反し、大阪市が政令指定都市として実施していた事務だからという理由だけで、大阪府に移管する全てについて財源まで大阪府に配分することとなっている。特別区の住民から見れば、道府県の権限で実施する事務や任意事務に対して、道府県税と基礎自治体の財源である市町村税から捻出される調整財源という形での二重の税負担を強いられることとなり地方自治法の趣旨に反する。

2点目は、地方交付税制度に関する問題点である。

現在の協議会で議論されている「特別区素案」では、財政調整財源の中に地方交付税相当額を含むこととなっているが、そのためには地方自治法の法改正が必要となっている。本来、地方交付税は国民がどの基礎自治体に住んだとしても、国民に対して国として最低限の住民サービスをナショナルミニマムとして保障する制度である。地方交付税相当額としているが、実質は地方交付税を財政調整財源に組み入れているものであり、地方交付税を財政調整財源に含まざるを得ない時点で、国の地方交付税制度の根幹を揺るがしかねない。

3点目は国における都市戦略の政策がないことである。

そもそも国において、日本の経済の牽引役としての大都市のあり方、海外との都市間競争や都市間連携が重要となっている時代に、国家として都市のあり方についての議論がなされないまま、地方分権の時代だから地方に任すという単純な理由と判断で、単なる手続法である大都市法を制定したことが、そもそもの問題である。

よって国におかれては、これらの地方制度の根幹に関わる問題点を踏まえ、しっかりと議論されることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。